

【予算上の措置】

ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化について

(平成26年度予算案 8.2億円)

ひとり親家庭それぞれ様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行う。

(1) 総合的な支援のための相談窓口の整備

自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進。好事例を全国展開。

(2) 支援施策の充実強化

① 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業等の充実強化 ② 子どもに対するピア・サポートを伴う学習支援の推進

ひとり親家庭の支援に関する主な課題

- ① 相談支援体制が不十分（多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげることができていない）
- ② 地域により支援メニューの実施状況にばらつきがある
- ③ 支援施策が知られておらず、利用が低調
- ④ 多くが非正規雇用で働いており、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援が必要
- ⑤ ひとりで仕事と子育てを両立するには、子育て・生活支援の充実が不可欠
- ⑥ 親との離別経験や将来への不安、親への気遣いなど特有の悩みを持つ子どもへの支援が必要
- ⑦ 貧困率の改善が求められている（子どもがいる現役世帯の「大人が一人」の相対的貧困率 50.8%）

具体的施策

総合的な支援の枠組みの構築【新規】 2.9億円

- 総合的な支援のための相談窓口の整備
母子自立支援員に加え新たに就業支援専門員を配置し、ワンストップの相談窓口で適切な支援メニューを組み合わせてより総合的・包括的な支援を実施（109か所）
- 支援施策に関する広報啓発活動の強化
- 国による地方自治体への支援
地方自治体の支援体制の検証、好事例の全国展開 等

就業支援関連事業等の充実強化 2.5億円

- 身近な地域での事業の充実強化
(1) 就業支援講習会の拡充、相談関係職員の研修等の充実
(2) 個々の状況に即した自立支援プログラムの策定の拡充
(3) 就職活動等の際の生活援助や保育サービスの提供等の拡充

支援施策の充実強化

子どもへの支援の推進（ピア・サポート、学習支援） 2.7億円

- 子どもが気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣の拡充
- 子どもへの心に寄り添うピア・サポートも行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う学習支援ボランティア事業の拡充

ひとり親家庭への総合的な支援

総合的な支援のための
相談窓口の整備
(市レベル)

適切な
支援メ
ニュー
スの組
み合
わせ

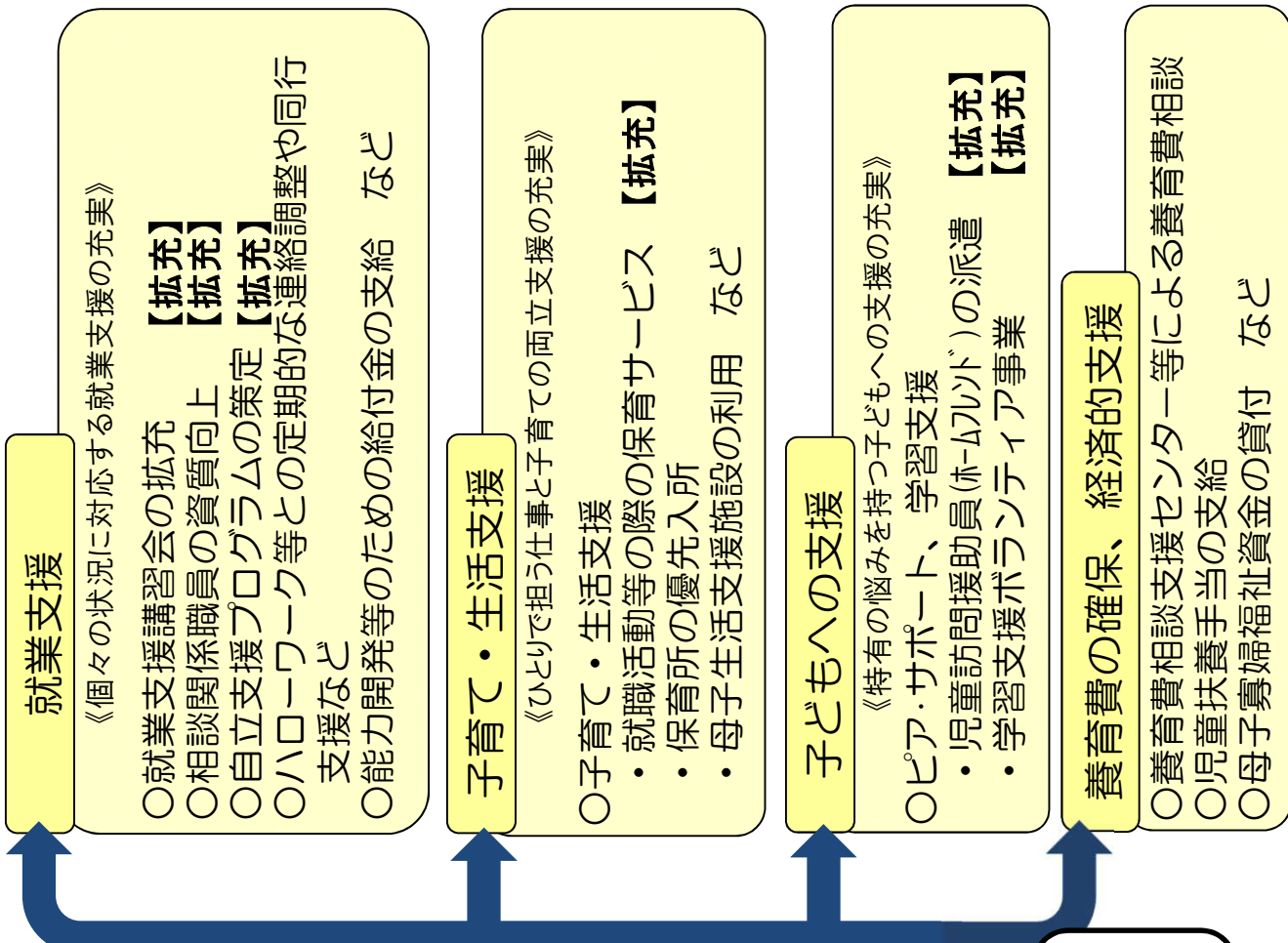
母子自立支援員



【新規】

就業支援専門員

- 自治体の規模、支援サービスの状況など地域の
実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進
 - 就業を軸とした確かな支援の提供
 - 支援施策の広報啓発活動の実施
- 【拡充】



好事例を全国展開

ひとり親家庭への支援策の見直しに伴う税制上の措置について

「平成26年度税制改正の大綱」（該当部分）の概要

ひとり親の雇用の安定及び就職の促進を図るための給付金である高等職業訓練促進給付金等を非課税とする措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずるなど、ひとり親家庭への支援策の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

制度の概要

1. 高等職業訓練促進給付金等の非課税措置
 - 次の給付金について非課税とするもの。
 - ・ 「高等職業訓練促進給付金」：ひとり親の就職を容易にするために必要な資格（看護師、准看護師、介護福祉士、保育士等）の取得を促進するため養成機関において2年以上修業する場合に、その期間中の生活を支援することを目的として、自治体により支給（月額10万円、上限2年、所得制限あり）。
 - ・ 「自立支援教育訓練給付金」：適職に就くために必要な教育訓練（自治体が指定）を受けたひとり親に対してその経費の2割相当額を自治体により支給（上限10万円、所得制限あり）。
2. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しに伴う非課税措置
 - ひとり親家庭に支給される児童扶養手当については、現在、手当より少額の公的年金を受給できる場合でも、併給制限により手当は支給されない。このため、公的年金給付との差額分の児童扶養手当を支給できるよう法律改正を行うことを検討している（次期通常国会への法案提出を検討）。
 - 現在、児童扶養手当は非課税所得とされていることから、新たに差額を支給する場合でも、非課税所得とするもの。
3. その他所要の改正
 - ひとり親家庭への支援策の見直しに係る改正法案に伴う税制上のその他の整備。

- ※ 事務局において検討中のものであり、今後、変更・修正があり得る。
- ※ 次世代育成支援対策推進法の改正との一括法により改正。

1. 母子及び寡婦福祉法関係の改正事項案

- (1) ひとり親家庭への支援体制の強化（※「都道府県等」は、都道府県、市、福祉事務所設置町村を示す。）
- ① 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、都道府県等が支援措置が支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整に努めるとともに、関係機関が相互に協力することについて規定。
 - ② 都道府県等が、母子・父子自立支援員((3)②参照)等の人材確保及び資質向上に努めること、自立促進計画の策定に際し地域の支援ニーズの勘案等に努めることを規定。
 - ③ 特定非営利活動法人も母子・父子福祉団体((3)②参照)として支援措置の対象とできるように規定を改正。
- (2) 就業支援、子育て・生活支援の強化及び支援策の周知
- ① 高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金を法律に位置づけ、公課禁止、差押え禁止、不正利得徴収に係る規定を創設。
 - ② 保育所入所に関する特別の配慮に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する特別の配慮についても規定。
 - ③ 子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等を「生活上事業」(仮称)として法定化。
 - ④ 「就業支援事業」、「生活上事業」に施策周知のための情報提供業務を規定するほか、委託できる旨を明確化し、受託者の守秘義務を規定。
- (3) 父子家庭への支援の拡大
- ① 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称するとともに、父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
 - ② 母子福祉資金貸付等の支援策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等の規定や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

2. 児童扶養手当法関係の改正事項案

- (1) 公的年金等との併給制限の見直し
- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。
- (2) 受給資格者に対する自立支援
- 受給資格者に対する支援に係る規定に、支援の例示として就業支援及び生活支援に加え、生活支援及び支援策に係る情報提供を追加。

3. 施行期日案

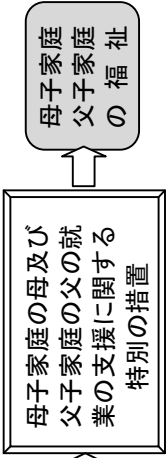
1. については、平成26年10月1日に施行。2. については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月から支払い)。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
公布日 平成24年9月14日
施行日 平成25年3月1日

1. 目的

- 母子家庭の母が置かれている特別の事情
 - ・子育てと就業との両立が困難であること
 - ・就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等
- 父子家庭の父が置かれている特別の事情
 - ・子育てと就業との両立が困難であること等



2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

＜国＞

母子及び寡婦福祉法の基本方針

- ・基本方針に父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定める
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

＜都道府県等＞

母子及び寡婦福祉法の自立促進計画

- ・基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

＜国及び地方公共団体＞

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっての留意事項

- ① 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上
- ② 情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保
- ③ ①②に関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上

3. 民間事業者に対する協力の要請

＜国＞

母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める

＜地方公共団体＞

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

＜国及び独立行政法人等＞

母子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない

＜地方公共団体＞

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

＜地方独立行政法人＞

設立団体の措置に準じて必要な措置を講ずるように努める

5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・その他所要の規定の整備を行う

雇 児 発 0 3 0 1 第 6 号
平 成 2 5 年 3 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う
対応について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日を定める政令」及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令」の施行について」（平成25年1月17日雇児発0117第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししたとおり、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が第180回通常国会において成立し、平成25年3月1日施行されたところである。

特別措置法には民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への努力等、地方公共団体又は地方独立行政法人として国の施策に準じて努めるべき事項も規定されている（特別措置法第7条関係）。

厚生労働省においては、特別措置法の施行を踏まえ、雇用の促進、母子福祉団体等からの優先的な調達等について、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う対応について」（平成25年3月1日雇児発0301第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。別添1）により各府省庁あて通知するとともに、特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、均衡待遇・正社員化推進奨励金及び職業転換給付金の対象拡大等について、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う対応について」（平成25年3月1日職発0301第13号及び雇児発0301第2号厚生労働省職業安定局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知。別添2）より各都道府県労働局長あて通知したところであ

る。

貴都道府県市においては、これらの趣旨を御了知の上、下記の事項について積極的に御対応いただくとともに、管内市町村、地方独立行政法人、母子福祉団体等に対する周知を図られたく通知する。

また、特別措置法が施行されたことに伴い、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）が、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第31号）により、別添3のとおり改正されたので、ご承知おき願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 雇用の促進

母子家庭の母の雇用の促進については、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律129号）及び「母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号。以下「旧特別措置法」という。平成20年3月31日失効。）を踏まえ、「母子家庭の母の雇用の促進について」（平成15年11月27日雇児発第1127003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「母子家庭の母の雇用の促進等について」（平成17年5月18日雇児発第0518002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等により依頼してきたところである。

特別措置法第5条においては、旧特別措置法と比較して、父子家庭の父も対象とされるとともに、民間事業者に対する優先雇用の協力要請についても言及されているところを踏まえ、貴都道府県市におかれては、貴都道府県市における非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センター（別添4。以下「センター」という。）に提供していただくとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進に配慮願いたい。

第2 母子福祉団体等からの優先的な調達

特別措置法第6条では、国及び独立行政法人等（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）で定める独立行政法人又は特殊法人をいう。）は、優先的に母子福祉団体等（別添5）から物品及び役務を調達するよう努めなければならないと規定している。

特別措置法においては、旧特別措置法と比較して、父子家庭の父も対象とされる

とともに、配慮義務から努力義務に強化されているところである。

貴都道府県市においては、特別措置法第7条第1項に基づき、国の施策に準じ、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めるとともに、その実績の把握をお願いしたい。

なお、具体的に発注可能な業務については、各地域の財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体、NPO法人等に照会されたい。

また、地方独立行政法人については、特別措置法第7条第2項に基づき、その設立にかかる地方公共団体が講じる措置に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとされている。

第3 関係団体及び民間事業者への周知等

- 1 貴都道府県市所管の地方独立行政法人、公益法人等関係団体に対して、職員（非常勤を含む。）の求人情報をセンターへ提供するよう要請願いたい。
- 2 民間事業者との契約等の事務手続きの機会を捉え、事業者向けリーフレット（別添6）を適宜渡す等によりご活用いただきたい。なお、同リーフレットについては、追って各都道府県市あて配布することを申し添える。

第4 各センターの留意事項

下記の事項については、「母子家庭の母の雇用の促進について」（平成15年11月27日雇児発第1127003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、すでに特段の配慮をお願いしているところであるが、改めて留意されたい。

- 1 各センターは、求職者である母子家庭の母及び父子家庭の父が求人情報を得た場合には、当該母子家庭の母及び父子家庭の父に別添7の証明書を交付し、それをもって応募させること。
- 2 各センターは、求人情報提供件数及びセンター等を通じた職員（非常勤を含む。）の採用数等について、別添8の管理簿を作成し、適正な管理に努めること。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

＜平成25年法律第64号＞

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布

目的

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
- ※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
- 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。
- ※衆議院厚生労働委員会決議
政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。
- 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

現状・背景

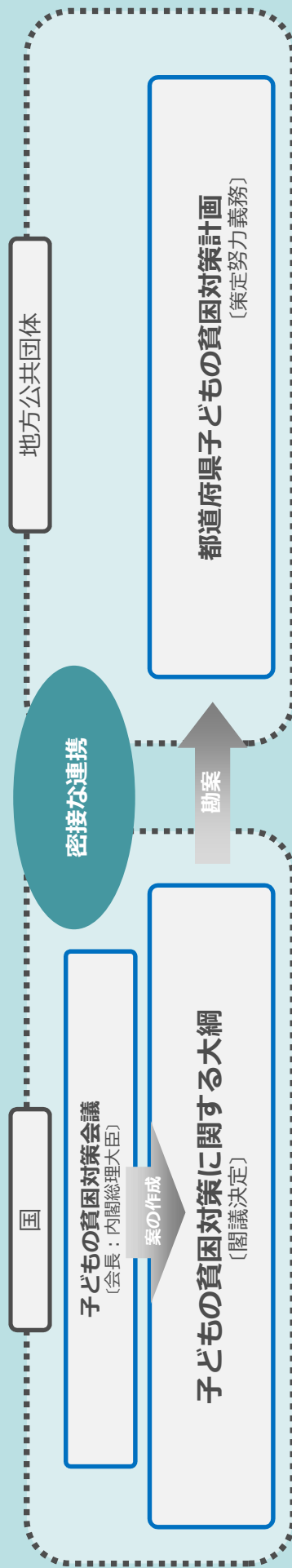
- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで 15.7% (2008年OECD加盟34カ国中24位)
(2009年厚労省データ) ※日本の数値は2006年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2008年OECD加盟34カ国中31位)
(2009年厚労省データ) ※日本の数値は2006年
- 生活保護世帯の子どもの高校進学率 89.9% (全体では98.4%)
(2013年厚労省データ) (2013年文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



基本的な方針

大綱に掲げる事項

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

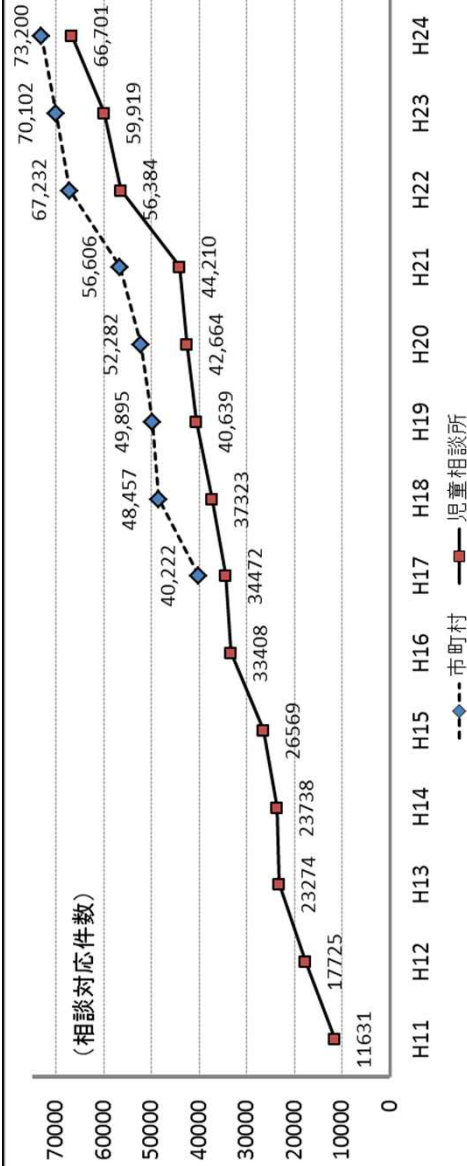
子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

児童虐待の現状と対策

【 現 状 】

○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成24年度の虐待対応件数は66,701件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の5.7倍



○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件

- 多数の死亡事例が発生(平成23年度 85例99人)

報告年度	第1次報告 (H15.7.1~H15.12.31)		第2次報告 (H16.1.1~H16.12.31)		第3次報告 (H17.1.1~H17.12.31)		第4次報告 (H18.1.1~H18.12.31)		第5次報告 (H19.1.1~H20.3.31)		第6次報告 (H20.4.1~H21.3.31)		第7次報告 (H21.4.1~H22.3.31)		第8次報告 (H22.4.1~H23.3.31)		第9次報告 (H23.4.1~H24.3.31)								
	虐待	心中	虐待	心中	虐待	心中	虐待	心中	虐待	心中	虐待	心中	虐待	心中	虐待	心中	虐待	心中							
例数	24	—	48	5	53	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85
人数	25	—	50	8	58	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99

【 必要な施策の推進 】

○ 児童相談所・市町村の虐待防止対策について

- 1 児童相談所の体制強化等について
 - ・ 児童福祉司の積極的な配置、専門性の確保と向上
 - ・ 措置解除後の児童の安全確保の徹底
 - ・ 親権に係る制度の活用
 - ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業を活用した児童の安全確保、法的・医療的な体制強化
- 2 市町村における虐待防止対策について
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・ 市町村対応窓口や要保護児童対策地域協議会の調整機能における専門職員の確保

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）

課題と提言

地方公共団体への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
- 養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関（母子保健担当部署）の質の向上と体制整備
 - ※ 妊婦健康診査を受けていない妊婦の把握、通常の相談業務等を通じた家庭状況の把握等
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
- 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実
- 若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発
- 家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進

2 虐待の早期の適切な対応と支援の充実

- 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備
- 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化
- 管轄が違う地域の関係機関の連携・協働
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに對する安全確認の確実な実施
- 措置解除時の関係機関による支援体制の確保
- 要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化

3 検証の実施と活用による再発防止

- 地方公共団体における検証の対象範囲の拡大
- 児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に對する検証の実施
- 地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力
- 検証報告の積極的な活用

国への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への保健機関（母子保健担当部署）と医療機関等の関係機関との連携・協働した支援の充実
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
- 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実
- 若年者に向けた養育や虐待に関する広報・啓発

2 虐待の早期の適切な対応と支援の充実

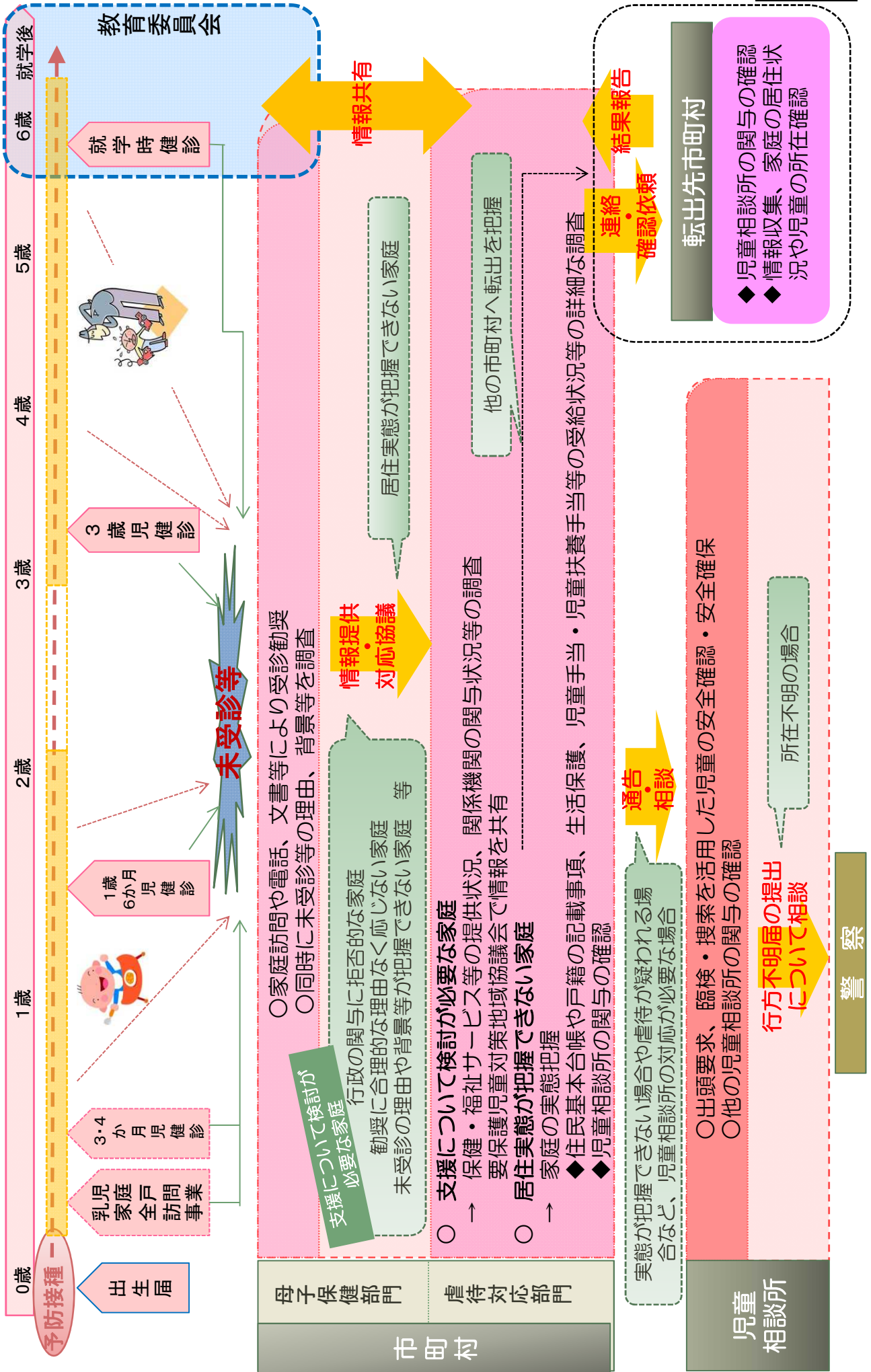
- 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備
- 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化
- 管轄が違う地域の関係機関の連携・協働
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携の促進

3 検証の実施と活用による再発防止

- 地方公共団体における検証の確実な実施及び地方公共団体間の協力の促進
- 検証報告の積極的な活用の促進

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の流れ

居住実態が把握できない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭について市町村の関係部門・関係機関で速やかな情報共有を図ることが必要

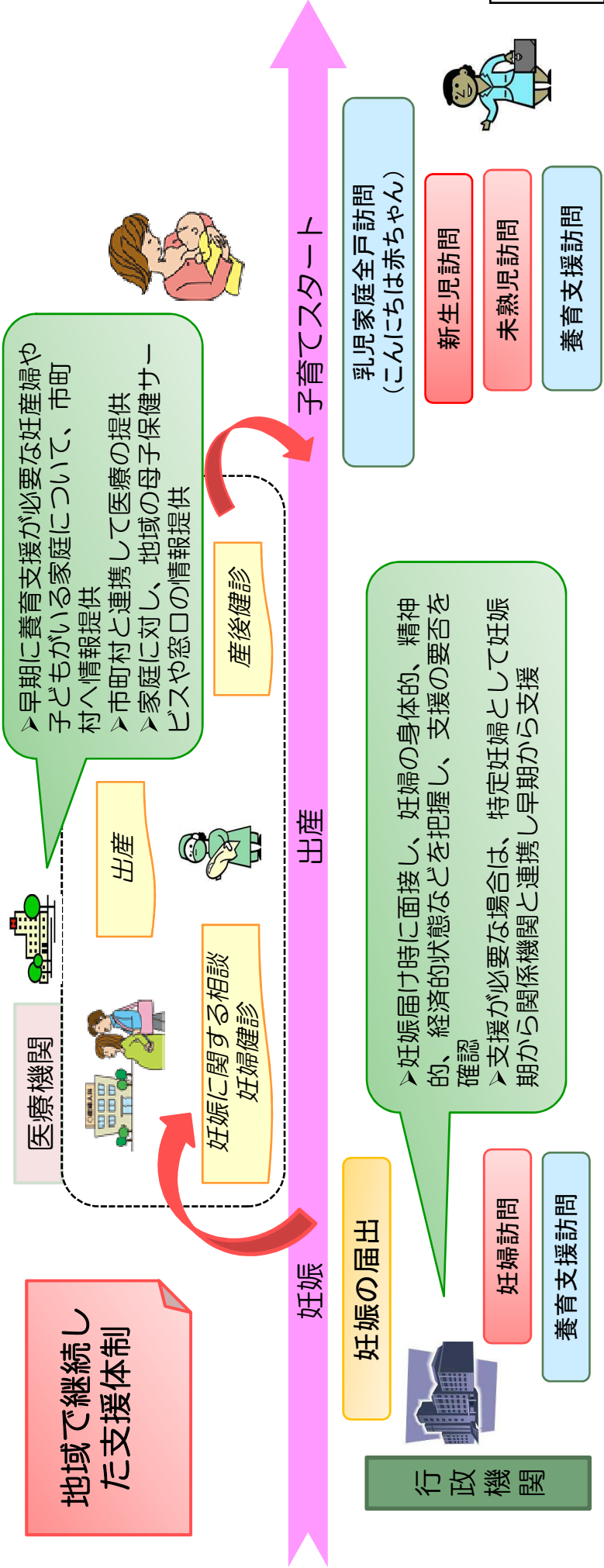


妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る 保健・医療・福祉の連携体制の整備について

○児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもの割合が多く占めており、その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。そのため、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。

○平成23年7月27日付けで「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長・母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進

○妊娠・出産・育児期に関わる関係機関が、養育支援を特に必要とする母親（家庭）を早期に把握し、各関係機関が連携し早期から養育支援を行うことが必要。



居所不明児童の調査及び先進的な取組等の収集について

1. 調査の趣旨

居所不明児童に対する自治体の取組実態を把握し、課題を明らかにする。
また、先進的な取組を把握、紹介することにより自治体の取組をさらに推進する。

2. 調査の概要

- ① 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」
(24.11.30付雇児総発1130第1号、雇児母発第1130第1号)
における居所不明児童への対応についての自治体における運用状況調べ
- ② 居所不明児童への対応についての自治体における先進的な取組等の収集

※居所不明児童を把握できる場面の例

- ① 母子保健分野
 - ・ 乳幼児健診 ・ 予防接種 ・ 新生児訪問 ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ② 市区町村児童相談担当
 - ・ 要保護、要支援としてかかっている家庭や相談対応している家庭が所在不明となった場合
- ③ 保育所や幼稚園
 - ・ 入園児童の家庭と連絡が取れなくなった場合
- ④ 義務教育学校
 - ・ 就学前健診未受診で連絡が取れない場合 ・ 通学児童生徒の家庭と連絡が取れなくなった場合

※関係省庁と調整の上、実施の予定